

申告期限延長 に伴う



確定申告会場開設のお知らせ

○開設場所 会津若松税務署

(会津若松市城前1-82)

※ 無料駐車場を準備しておりますので、誘導員の指示に従って駐車をお願いします。

○開設期間 令和2年

3月17日(火)～4月16日(木)

※ 土曜日・日曜日・祝日等を除きます。

○開設時間 午前9時00分～午後4時

(受付は、税務署の正面入口にて午前8時30分から行います。)

※ 受付順に「受付番号票」を交付します。交付の際に相談開始時間をお知らせいたします。

※ 1日当たりの相談人数を制限させていただきますので、混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合があります。

申告期限延長とは？

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の防止の観点から、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限・納付期限についてが令和2年4月16日(木)まで延長されました。

令和元年分の『還付申告』については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

※還付申告の例

給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除(ふるさと納税等)等により還付を受けられる方

～申告書作成会場は**大変混雑**します～

申告書は **パソコン・スマホ** から

国税庁ホームページ 『**確定申告書等作成コーナー**』を

利用して **e-Tax** 又は郵送等で提出できます。

《メリット》

- 税務署へ行く手間がかかりません！
- ご自宅で申告書の作成をしますので、感染症の予防対策にも有効です。

会津若松税務署